

習志野市空家等対策協議会運営要領（案）について

1. 設置根拠 空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条各号

【空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）】

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

2. 習志野市空家等対策協議会運営要領（案）・・・別紙のとおり

◇会長を互選により 1 人置き、会長は会を総理し議長となる。

◇互選により副会長を一人置く。

◇必要があると認めるときは関係者を会議に出席させ意見を聞き、又は資料提出を求めることができる。

◇守秘義務の遵守（委員を辞した後を含む）